



## インフルエンザのみ

医師の記載による登校許可証明書の提出不要

### 「登校許可証明書」から「治ゆ報告書」に変わります。

これまで、本校において予防すべき感染症において、登校許可証明書を提出していただきましたが、そのうちインフルエンザについては、今後、医師の記載による登校許可証明書ではなく下記の治ゆ報告書(保護者記入)を提出していただくこととしますので、よろしくお願ひします。インフルエンザ以外の学校感染症(流行性耳下腺炎、水痘等)による出席停止の場合は、今まで通り、学校に連絡していただき、医師の記載による登校許可証明書を提出してください。

### インフルエンザ 「治ゆ報告書」(記入例)

南砺市立福光中学校長 殿

治ゆ報告書

学年・クラス 名前の記入

〃年 / 〃組 / 〃番 生徒氏名 〇〇〇〇

上記の者は、インフルエンザが治ゆしており、他に感染の恐れがないことを報告いたします。

インフルエンザの型に〇

記

1 疾患名 インフルエンザ **A**・B型(疑いを含む)

2 発症日(発熱等の症状が出た日) 発症日 令和元年11月1日(金)

3 受診した医療機関名 医療機関名 〇〇病院

4 受診日 受診日 令和元年11月1日(金)

発症日	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	解熱日	0日目	1日目	2日目
	11/1	11/2	11/3	11/4	11/5	11/6	11/3	11/4	11/5	

※この欄に月日を記入してください

5 欠席した期間 令和元年11月1日(金) ~ 令和元年11月6日(水)

登校開始の日 令和元年11月7日 保護者氏名 〇〇〇〇

インフルエンザの出席停止の期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあつては3日)を経過するまで」です。(解熱した後2日を経過しても、発症してから5日を経過しない場合には、出席することはできません。)

## 「治ゆ報告書」Q & A

Q: 医療機関で「登校報告書」をもらう必要がないのですか。

A: これまで、インフルエンザの場合、熱が下がり登校する際には、医師による「登校証明書」が必要でしたが、その必要がありません。保護者が記入する「治ゆ報告書」を登校時に提出してください。

Q: 「治ゆ報告書」は、どこでもらえますか。

A: インフルエンザになったときには、学校に連絡をお願いします。その後学校から保護者あてに「出席停止についてのお知らせ」と「治ゆ報告書」を出しますので、学校まで受け取りに来てください。なお、看護等のために学校まで受け取りに来ることが困難な方は、中学校ホームページのメニューの各種書類に「治ゆ報告書」がありますので、印刷して使用してください。

Q: 登校可能日は、いつですか。

A: 「治ゆ報告書」と一緒にお渡しする「インフルエンザ出席停止期間早見表」に日付や体温を記入し、登校可能日を保護者の方が決めてください。早見表は、中学校ホームページのメニューの各種書類にもあります。

インフルエンザ出席停止期間早見表に一度記入してから、「治ゆ報告書」の日付を記入してください。

発症日初日は、0日目と数えます。

### 見本 インフルエンザ出席停止期間早見表

月日	11/1	11/2	11/3	11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9
発症日	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
体温℃	39.0℃	39.1℃	36.5℃	36.1℃	36.2℃	36.5℃	36.1℃		
発症後1日目に解熱した場合	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止	発症後 4日目 出席停止	発症後 5日目 出席停止	登校可能		
発症後2日目に解熱した場合	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止	発症後 5日目 出席停止	登校可能		
発症後3日目に解熱した場合	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止	登校可能		
発症後4日目に解熱した場合	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止	登校可能	
発症後5日目に解熱した場合	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止	登校可能

登校可能日を見誤ると、インフルエンザが学校で広がることにつながります。注意してください。

※このインフルエンザ出席停止期間早見表は、提出する必要はありません。